

プレゼンターから資料に基づいて説明が行われた後、主にステーブルコインの検討状況やマネタイズの可能性、既存商品との関係などについて議論が行われた。参加者との主な質疑は以下のとおり。

- 発行者に関し、銀行はトークン型を事実上発行できないとのことだが、銀行サイドの考え方など背景があれば教えてほしい。
 - ➔ アカウント型は銀行から見ると預金そのものであり、外部委託先が関与することが異なるだけなので、そこまでハードルが高くないようだ。預金のトークン化のニーズはないわけではなさそうだが、それほど強い要望があったわけではなかったのではないか。預金をトークン化した場合その保有についてリスクウェイトが決まっていないことなどもあり、時期尚早との感が強い。
- DAI の分類は結局どうなるのか。暗号資産なのか。
 - ➔ DAI は暗号資産である。法定通貨での払い戻しを約束していないことから、通貨建資産に該当しないとの整理。ステーブルコインは通貨建て資産でなければならないというのが基本的な法の作り立てになっている。ただし、今後 DAI の流通量が拡大した場合はステーブルコインに個別指定される可能性はある。金融庁長官によってそのような指定が可能となるような条項も今次立法に含まれている。
- そのような意味では通貨建資産の USDT はどのように位置づけられるのか。
 - ➔ USDT は、日本の法律上はステーブルコインに分類される。もっとも、USDT については、発行体が本国で日本の銀行や資金移動業に相当するライセンスとして有していないこと、十分な資産の裏付けがなされているか不透明であることから、電子決済手段等取引業者が USDT を電子決済手段として取扱うことを FSA が許容する可能性は小さい。

- マネタイズが難しいとの認識だが、事業者はどのように考えているのか。また、どの程度の事業者が具体的に検討をおこなっているのか。
 - ➔ ご指摘の通りマネタイズは容易ではない。特に円は低金利であり、採算はマイナスとなる可能性もあることから、ドルを中心に考える事業者も多いのではないか。また、クロスボーダー取引に伴う為替益や Defi での運用益などを絡めて考える向きもあろう。各業界大手数社は本格的に検討中と聞いている。
- 電子決済手段か従来型電子マネーかの線引きは難しい。保有者の移転を発行体が都度確認できていれば電子マネー（転々流通して把握できなければ電子決済手段）という線引きなのだと思う。
- その線引きの場合、ローカルストレージに正真台帳があるオフライン型の電子マネーは、この区分だと電子決済手段になってしまう。アカウント型とトークン型のどちらを採用するのか、また台帳が中央管理なのかローカルストレージにも分散して存在しているのか・それらの間の同期はどのような間隔で行われるのか、オンラインかオフラインかなど、様々な要素が連動しており、整理が必要な商品性は多いものと認識。ちなみに、通信環境の整備に伴い、近年登場した電子マネーはオンライン型が主流となっているようだ。オフラインは台帳の整合性という観点で技術的に難しい。

銀行のトークン型活用については、大変便利な預金というデジタルマネーがすでにあるなか、地域振興やファンマーケティングなど特定の目的のためにトークン型預金をあえて発行し、普及させるのは難しいのではないかと。

 - ➔ クロスボーダー取引において、SWIFT 代替でのブロックチェーン利用を考えた際、預金のトークン化の活用余地もあるかもしれない。

以上

